

# 外航貨物海上保険



## 外航貨物海上保険とは

外航貨物海上保険は国際間を輸送される貨物を対象とし、国際貿易取引にともなう海上・航空・陸上輸送中のさまざまな危険による損害を補償する保険です。

外航貨物海上保険では、英文証券や約款を使用し、英国の法律および慣習に準拠する等の特色があります。

# 1. 貿易取引条件（売買契約条件）と外航貨物海上保険

国際間で売買契約を締結する際には、船積みの時期、代金の支払方法、輸送方法、保険手配、費用負担等を取り決める必要があります。各国での法律、商習慣等の相違によるトラブルを未然に防止するため、国際商業会議所（ICC）が制定した貿易取引条件とその解釈に関する国際規則である“インコタームズ（INCOTERMS：International Commercial terms）”というルールがあります。

インコタームズでは、貿易取引条件を類型化し、それぞれについて貨物の危険移転時期、運送・保険・通関・関税にかかわる売主と買主の義務、費用の分担について規定されています。2020年度版インコタームズでは11の条件が規定されていますが、実際によく使われるのは、FOB（Free on Board）条件、CFR（Cost and Freight）条件＝C&F条件、CIF（Cost, Insurance and Freight）条件の3条件です。

## (1) FOB条件（本船渡条件）

買主が必要な船を手配し、その輸送費を支払います。また、貨物が引き渡された後の保険も買主が手配し、保険料を支払うことになります。この条件での売主から買主への販売価格は、貨物の価格に船積みまでの費用を加えたものになります。

## (2) CFR条件＝C&F条件（運賃込本船渡条件）

売主が必要な船を手配し、その輸送費を支払います。貨物が引き渡された後の保険は買主が手配し、保険料を支払うことになります。この条件での売主から買主への販売価格は、貨物の価格に船積みまでの費用と輸送費を加えたものになります。

## (3) CIF条件（運賃保険料込本船渡条件）

売主が必要な船と保険を手配し、その輸送費と保険料を支払います。この条件での売主から買主への販売価格は、貨物の価格に船積みまでの費用と輸送費、保険料を加えたものになります。

### <主な貿易取引条件と保険手配>

貿易条件	FOB	CFR (C&F)	CIF
保険の手配	輸入者（買主）	輸入者（買主）	輸出者（売主）
外航本船の手配	輸入者（買主）	輸出者（売主）	輸出者（売主）

上記3条件とも危険負担は貨物が輸出本船に積み込まれたときに輸出者から輸入者へ移転します。

### <輸出入における保険手配>

#### ◆日本から海外へ輸出する場合

貿易条件がCIF条件の場合に、売主が保険を手配する必要があります。また、FOBまたはCFR条件の場合には買主側で保険を手配することになりますが、売主の倉庫から輸出本船船積みまでの間については売主側で輸出FOB保険等を手配する必要が生じます。

#### ◆海外から日本へ輸入する場合

貿易条件がFOBまたはCFR条件の場合に、買主側で保険を手配する必要があります。CIF条件の場合には売主側が保険を手配することになります。

## 2. 保険期間（保険会社の責任の始終）

保険会社が責任を負担する期間を保険期間といいます。火災保険や自動車保険は保険期間を「いつからいつまで」の期間とすることに対し、外航貨物海上保険の保険期間は「どこからどこまで」と輸送区間により定めます。

### (1) 海上危険・ストライキ危険「倉庫から倉庫まで」

保険期間は、「貨物が保険証券記載の仕出地の倉庫またはその他の保管場所から輸送用具への積み込みのため初めて動かされたとき」に開始し、「保険証券記載の仕向地にある最終倉庫またはその他の保管場所において荷卸しが完了したとき」に終了します。ただし、FOB、CFR等の貿易条件にもとづき買主が保険を手配する場合は貿易条件に則ります。

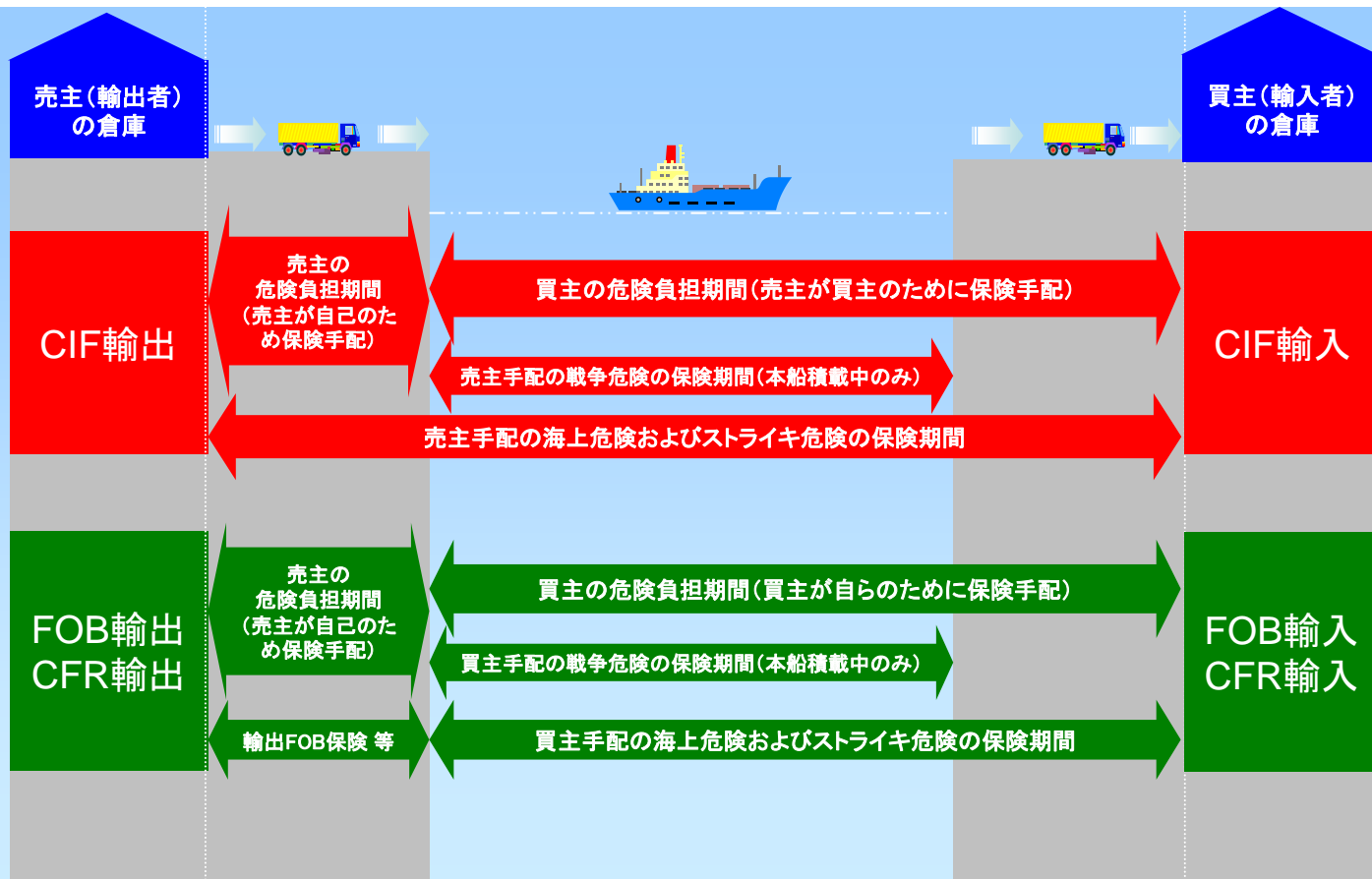
以下の場合には輸送の途中であっても保険は終了します。

- ① 本船から荷卸し完了後60日を経過したとき（航空機の場合は30日を経過したとき）
- ② 通常の輸送過程上における保管以外の保管または貨物の仕分けもしくは配送のために任意の倉庫または保管場所に引き渡されたとき
- ③ 被保険者もしくはその使用人が、通常の輸送過程以外の保管のため、輸送車両もしくはその他の輸送用具またはコンテナを使用することを選んだとき

### (2) 戦争危険「海上輸送中のみ」

戦争危険については、原則として貨物が陸上にある間は補償されず、「貨物を本船に積み込んだときから荷卸しされるまで」または「本船が仕向港到着後15日を経過したときのいずれか早いとき」までが保険期間となります。

#### <主な貿易条件と外航貨物海上保険の保険期間>



### 3. お引受け条件

#### (1) 協会貨物約款について

外航貨物海上保険は世界的に広く使用されている協会貨物約款（Institute Cargo Clauses、以下「ICC」）を基本約款とし、お引受けします。ICCにはICC(A)、ICC(B)、ICC(C)の3種類の基本条件があり、それぞれの保険金をお支払いする損害の概要は以下の表のとおりです。

(注) 協会貨物約款は現在、1963年に制定されたICC(1963)、1982年に改定されたICC(1982)および2009年に改定されたICC(2009)が一般的に使用されていますが、共栄火災では最新のICC(2009)を標準約款としてお引受けします。なお、ICC(1963)およびICC(1982)でのお引受けも可能です。信用状（L/C）等で条件が指定されている場合には取扱代理店または共栄火災営業店までお申し付けください。

#### ① 協会貨物約款の基本条件と保険金をお支払いする主な場合

損害の種類	ICC (A)	ICC (B)	ICC (C)
火災・爆発により生じた損害	●	●	●
船舶または艇の座礁・乗揚・沈没・転覆により生じた損害	●	●	●
陸上輸送用具の転覆・脱線により生じた損害	●	●	●
船舶・艇・輸送用具の水以外の他物との衝突・接触により生じた損害	●	●	●
遭難港における貨物の荷卸し中に生じた損害	●	●	●
投荷による損害	●	●	●
波ざらいによる損害	●	●	● (*)
地震・噴火・雷による損害	●	●	×
共同海損犠牲損害	●	●	●
船舶・艇・船倉・輸送用具・コンテナ・保管場所への海水、湖水、河川の水の侵入による損害	●	●	● (*)
船舶もしくは艇への積込み、荷卸し中の水没、落下による貨物1梱包ごとの全損	●	●	● (**)
雨・雪等による濡れによる損害	●	×	×
破損・まがり・へこみ・擦損・かぎ損	●	×	×
虫食い・ねずみ食いによる損害	●	×	×
盗難・抜荷・不着損害	●	×	×
汚染・混合による損害	●	×	×

●:お支払いの対象となります。

×:お支払いの対象となりません（ただし、別途特約を付帯した場合にはお支払いの対象となります）。

(\*) ICC(C)ではお支払いの対象とはなりませんが、自動付帯の特約(SPECIAL ADDITIONAL RISKS CLAUSE FOR ICC(C))によって全損のみお支払いの対象となります。

(\*\*) ICC(C)ではお支払いの対象とはなりませんが、自動付帯の特約(SPECIAL ADDITIONAL RISKS CLAUSE FOR ICC(C))によってお支払いの対象となります。

## ②保険金をお支払いできない主な場合

### ◆ICC(A)、ICC(B)、ICC(C)いずれの条件においても以下の危険による損害は補償の対象となりません。

- ・被保険者の故意または違法行為による損害
- ・腐敗、変質、錆び、自然の消耗、通常の減少等貨物固有の欠陥または性質による損害
- ・荷作り、梱包、積付けが不完全であったことにより生じた損害（その荷作り、梱包または積付けが、被保険者もしくはその使用人によって行われる場合またはこの保険の危険開始前に行われる場合に限り、なお、「梱包」にはコンテナへの積付けを含むものとし、「使用人」には独立した請負業者を含みません。）
- ・航海、運送の遅延による損害
- ・慰謝料、違約金、廃棄費用等の間接費用損害（ただし、共同海損および救助料として支払う費用を除きます。）
- ・原子力危険、放射能汚染危険による損害
- ・化学・生物・生物化学・電磁気等の兵器による損害
- ・サイバー攻撃による損害
- ・貨物が陸上にある間の戦争危険による損害
- ・通常の輸送過程ではない保管中のテロ危険による損害
- ・船舶の所有者、管理者、用船者または運航者の支払不能または金銭債務不履行による滅失、損傷または費用（ただし、被保険者がそのような支払不能または金銭債務不履行が、航海の通常の遂行を妨げることになり得ることを当然知っているべきである場合に限り、）
- ・保険のお引受けや保険金のお支払い等により共栄火災が国際連合の決議にもとづく制裁、禁止もしくは制限を受けるおそれがあるとき、または欧州連合、日本国、連合王国もしくはアメリカ合衆国の通商もしくは経済に関わる制裁、法律もしくは規則における制裁、禁止、制限を受けるおそれがあるとき

など

## (2) 戦争危険およびストライキ危険

戦争危険およびストライキ危険ともにICCでは補償の対象外とされていますが、戦争危険については2009年制定協会戦争約款を、ストライキ危険については2009年制定協会ストライキ約款を付帯することにより以下の事由による損害が補償対象となります。

戦争危険	戦争、革命、内乱・反乱、敵対行為、軍事的行動およびこれらの危険から生じる捕獲、拿捕、拘束、抑止または拘留
ストライキ危険	ストライキ参加者、職場を閉鎖された労働者、労働争議、暴動もしくは騒じょう

など

## 4. 保険価額と保険金額

保険価額は保険契約締結の際に保険契約者と保険会社の間で協定される価額をいい、保険金額とは保険会社が1回の事故につき保険金をお支払いする金額の上限をいいます。通常、保険金額は保険価額と同額としています。

ただし、一度協定された保険価額であっても、その評価について虚偽申告等により実際の価額を大きく逸脱している場合は、協定は無効となります。

保険金額は、通常CIF価額に10%の希望利益を加算した額とします。FOB、CFR輸入の場合には、FOB価額に運賃を加算したCFR価額を基礎として算出したCIF価額に10%の希望利益を加算した額とします。

## 5. 保険料率

### (1) 海上危険料率

貨物の種類や性質、荷姿、価額さらに積載船舶、輸送区間・経路、過去の事故発生状況、補償の範囲等を勘案して、料率を決定します。

### (2) 戦争・ストライキ危険料率

戦争・ストライキ危険料率は、英国保険市場の料率を参考に決定しています。世界各地の政治・社会情勢の変化に大きく影響され、情勢の変化に応じて料率を変更させていただく場合があります。

### (3) 積載船舶に関する割増料率

海上保険においては輸送に使用する船舶が一定の要件（船種・船齢・トン数・船級等）を充たしていることを前提として海上危険料率を設定しています。したがって、実際に使用される船舶がこの要件を充たしていない場合には、割増保険料をお支払いいただく場合や、保険条件・海上危険料率を変更させていただく場合もあります。

**保険料率のお見積りにあたっては、「外航貨物海上保険見積依頼書」に可能な範囲でご記入いただき、取扱代理店または共栄火災営業店までご連絡をお願いします。**

## 6. 外貨建契約の場合の注意事項

保険料は通常円貨でお支払いいただきますので、保険金額が外貨建の場合は、保険料を円貨に換算することになります。円貨換算率は原則として確定通知日または申込受付日の前日の三菱UFJ銀行本店の電信売相場（T.T.S.）の公示換算率を使用します。当該日に公示がなされなかった場合には、さかのぼって最も近い日の公示換算率を使用します。

外貨建保険契約においてお支払いする保険金については、支払保険金を協定した日の前日の前記公示換算率を使用します。そのため、保険金額等が外貨建の保険契約の場合は、為替相場の変動により、保険契約締結時と保険金等支払時との間で、円貨に換算した金額が異なることがあります。

## 7. 主な契約方式

### (1) 一輸送契約（スポット契約）

危険開始日（輸送開始日）の前日までに、お客様から輸送の都度取扱代理店または共栄火災営業店にお申込みおよび保険料をお支払いいただく方式です。

### (2) 予定保険契約

#### ① 個別予定保険（Provisional Policy）

貨物の数量、保険金額または輸送用具等が未確定なため、危険開始日（輸送開始日）前までに一輸送契約のお申込みが間に合わない場合等に、お申込みいただける契約方式です。輸送明細が確定次第速やかに確定通知をいただくことが必要となります。

#### ② 包括予定保険（Open Policy）

お客様が取り扱う貨物の種類、輸送用具、輸送区間などを予め取り決め、これに該当する輸送貨物はすべて漏れなく確定のご通知をいただくことを前提にお引受けする契約方式です。継続的に輸出入を行う場合、便利なご契約方式です。



<p>事故発生の際は</p>	<p>保険事故発生の際はすみやかに共栄火災営業店、取扱代理店または保険証券記載の Claim Agent にご連絡ください。事故、損害の状況等によって Claim Agent から Survey Report を取付けていただくことが必要となる場合があります。保険金のご請求に際しては通常以下の書類が必要となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険金請求書兼同意書</li> <li>・保険証券（正本）(Insurance Policy (original))（輸入の場合は保険料請求書(Debit Note)）</li> <li>・送り状(Invoice)</li> <li>・船荷証券(B/L, Bill of Lading)（航空貨物の場合は航空運送状(AWB, Air Way Bill)）</li> <li>・運送人宛求償状および返信(Claim Notice &amp; Carrier's Reply)</li> <li>・貨物受渡書類(Cargo Boat Note, Devanning Report etc)</li> <li>・その他共栄火災が指定する書類</li> </ul>
<p>保険に関するお問い合わせ・ご相談・苦情は</p>	<p>商品内容・契約内容に関するお問い合わせ・ご相談・苦情、各種お手続き、保険料のお見積りは、下記「お問い合わせ先」記載の取扱代理店または共栄火災営業店までご連絡ください。</p>

- このパンフレットは概要を説明したものです。ご不明な点につきましては、取扱代理店または共栄火災営業店までお問い合わせください。
- ご契約の際は必ず「重要事項説明書」をご覧ください。
- ご契約の際には保険契約申込書の記載内容に間違いがないか十分にご確認ください。
- ご契約者には、保険契約の締結に際し、共栄火災が重要な事項として告知を求めた事項（以下「告知事項」といいます。）にご回答いただく義務（告知義務）があります。告知事項について事実と異なる記載をされた場合には、ご契約を解除させていただくことがあります。また、その場合、すでに発生している事故について保険金をお支払いできないことがあります。この保険では保険契約申込書の全ての記載事項が告知事項となりますので、ご注意ください。
- ご契約者には、保険契約の締結後に、告知事項のうちの一部の事項に変更が生じた場合に、遅滞なくご通知いただく義務（通知義務）があります。変更が生じた場合には、すみやかに共栄火災営業店までご通知ください。ご通知がないと、ご契約が解除され保険金をお支払いできないことがあります。
- 取扱代理店は共栄火災との委託契約に基づいて、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店と締結して有効に成立したご契約については共栄火災と直接契約されたものとなります。
- 万一事故が発生したときは、すみやかに共栄火災営業店までご連絡ください。

# 共栄火災海上保険株式会社

本社／〒105-8604 東京都港区新橋1-18-6  
 ホームページ <https://www.kyoeikasai.co.jp/>

お問い合わせ先